

対応方針の決定

平成22年12月21日開催の当社事業評価監視委員会での審議の結果を踏まえ、当社は、東海環状自動車道(豊田東JCT～関広見)、伊勢湾岸自動車道(豊田東JCT～豊田JCT)の事後評価に関する対応方針を次のとおり決定し、国土交通省に報告しました。

[対応方針]

費用対効果分析の結果や現時点における利用状況、事業効果の発現状況から、十分な整備効果が得られており、本区間としては、今後事業評価の必要性はないものとする。

ただし、現在建設が進められている名2環(東南部)や新東名・新名神等の完成および、東海環状自動車道の延伸により、本区間の利用状況に変化が生じることが考えられる。よって、関係する区間の事後評価において、当該区間の利用状況、沿線環境についても確認する。